

第3節 自然との共生社会の実現

1 生物多様性の確保

【1】環境の状況

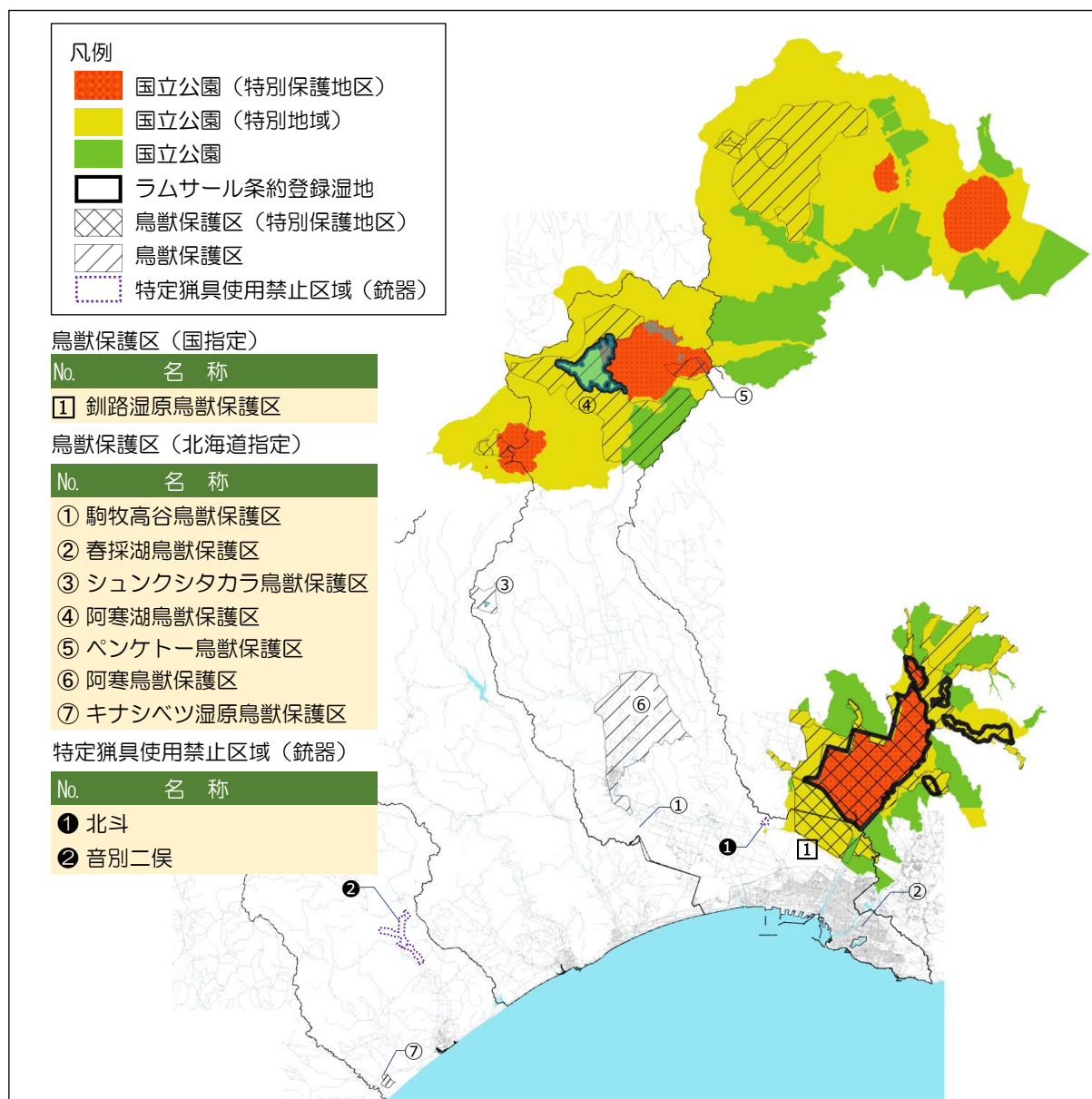
本市は、太平洋に面し、釧路川や釧路湿原、春採湖・阿寒湖・馬主来沼などの湖沼、阿寒・音別地域における広大な森林など、多彩で雄大な自然環境に恵まれた都市です。この自然環境に抱かれ、特別天然記念物のタンチョウをはじめとする野生動物が数多く生息しています。

関連する
SDGs



都市化が進む中、動植物の生息・生育環境の縮小や有害鳥獣の増加、外来種による問題など、生態系に少なからず影響が現れ始めています。そのため、自然環境の保全と動植物の保護管理、外来種の防除などの対応が必要となります。

国立公園および鳥獣保護区の指定状況



国立公園、鳥獣保護区 GIS データ(環境省生物多様性センター)を基に、釧路市環境保全課が作成

釧路湿原の法令など指定状況

区分		指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
釧路湿原 国立公園	特別保護地区	6,490	-	自然公園法
	第1種特別地域	2,321	-	
	第2種特別地域	7,663	1,926	
	第3種特別地域	3,303	109	
	普通地域	9,011	560	
	合計	28,788	2,595	
国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護区)		17,241 (9,829)	1,975 (1,687)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律
ラムサール条約登録湿地		7,863	-	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿 地に関する条約
国指定天然記念物「釧路湿原」		5,012	-	文化財保護法
鳥通学術自然保護地区		7.05	-	北海道自然環境等保全条例

阿寒湖温泉地区の法令など指定状況

区分		指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
阿寒摩周 国立公園	特別保護地区	10,460	5,704	自然公園法
	第1種特別地域	20,718	3,221	
	第2種特別地域	24,299	10,469	
	第3種特別地域	17,386	3,703	
	普通地域	18,550	2,501	
	合計	91,413	25,598	
ラムサール条約登録湿地		1,318	1,318	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿 地に関する条約
国指定特別天然記念物 「阿寒湖のマリモ」		-	-	文化財保護法

釧路地域で確認されている動植物の種類

種類	釧路地域※	北海道※	全国※
植物（裸子植物、被子植物、シダ植物）	1,005	2,250	約 7,000
哺乳類	28	66	160
鳥類	237	501	約 700
両生類・は虫類	8	21	191
魚類（汽水・淡水魚類）	37	87	約 400
昆虫類	959	11,241	約 32,000

※ 釧路地域の数値は「平成16年度釧路市自然環境現況解析事業報告書」（釧路市 2005年）による。
※ 北海道の数値は「北海道レッドリスト」による。
※ 全国の数値は「環境省レッドリスト2020」の評価対象種数による。

「北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック2001」
に記載されている希少野生動植物の種類

種類	本市で見られる希少種			
		釧路 地域	阿寒 地域	音別 地域
植物	81	60	32	3
鳥類	31	24	15	2
両生類	2	1	2	0
魚類	9	7	4	1

「北海道の外来種リスト 北海道ブルーリスト2010」
に記載されている外来種の種類

種類	本市で見られる外来種			
		釧路 地域	阿寒 地域	音別 地域
植物	162	144	75	63
哺乳類	4	4	4	1
鳥類	2	1	0	2
魚類	3	3	2	0
その他	1	1	1	0

〔2〕 施策

自然環境の保全

施策の方向性		取組
釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の保全	■ 国、北海道、関係町村と連携し、2つの国立公園の自然環境の保全と整備の促進を図ります。	①釧路湿原国立公園連絡協議会 ②釧路湿原を美しくする会 ③釧路湿原自然再生事業 ④阿寒湖畔ビジターセンター運営推進協議会
阿寒湖の保全	■ 国、北海道、関係町村と連携し、マリモを中心とした阿寒湖の生物多様性を確保するため、世界遺産登録を目指した推進活動の展開と保全体制の整備を行います。	⑤阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議
春採湖の保全	■ 春採湖の水質を調査し、現況の把握に努めます。 ■ 春採湖環境保全計画を策定し推進します。	⑥春採湖調査会 ⑦春採湖環境保全計画の推進
河川などの保全	■ 準用河川および普通河川の維持管理を行います。	⑧河川の維持管理
緑地の保全	■ 関係機関や市民との連携協力、法制度などの適正な運用や土地利用の適正な誘導により、緑地の保全に努めます。	⑨地域制緑地などの制度活用状況 ⑩釧路湿原の保護、保全を図るための都市的土地利用の考え方

釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の保全

① 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局で組織され、事務局を市環境保全課に設置し、国立公園の適切な保護および利用に係る施策、普及啓発の推進などを実施しています。

自然保護思想の普及啓発を図るため、温根内ビジターセンターと塘路湖エコミュージアムセンターを拠点に、自然ふれあい活動を月に2～4回実施しています。また、釧路管内在住の子どもを対象とした「こどもレンジャー」登録制度を設け、自然観察や工作などの活動を行うほか、国立公園の美化清掃活動を毎年実施しています。さらに、釧路湿原国立公園のガイドブックやホームページ、SNS等を活用し、釧路湿原国立公園に関する情報を提供しています。



クリーンデーの活動



こどもレンジャーの活動

令和5年度 釧路湿原こどもレンジャー活動実績

イベント名	開催日	参加人数
春採湖 ウチダザリガニ捕獲体験&解剖観察会	8月19日	6
ラムサール条約釧路会議30周年記念 子ども霧多布バスツアー	9月23日	8
塘路湖でワカサギ釣り体験++	2月17日	13

② 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として組織された「釧路湿原を美しくする会」は、4支部で構成されており、それぞれ清掃活動を行っています。釧路市支部は市環境保全課に設置され、毎年釧路市湿原展望台とその周辺の清掃を行っています。

③ 釧路湿原自然再生事業

釧路湿原の自然再生を進めるために、平成15年11月に「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。

協議会では、「釧路湿原自然再生全体構想」に沿って関係機関や地域住民と連携し、湿原生態系の保全・再生や旧川復元などの事業を行っています。

④阿寒湖畔ビクターセンター運営推進協議会

阿寒湖畔ビクターセンターは、阿寒摩周国立公園西地区・阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。運営は釧路市、足寄町、関係行政機関、教育機関、自然保護団体などで構成する「阿寒湖畔ビクターセンター運営推進協議会」によって行われています。同協議会は阿寒湖畔ビクターセンターの運営管理と阿寒摩周国立公園内の自然環境維持および適正な利用の推進等を目的として各関係機関の連絡調整を図り、自然ふれあい活動や美化清掃の推進などを通して、自然を保護・美化していく考えの普及に努めています。

阿寒湖の保全

⑤阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議

希少なマリモが生育する阿寒湖の自然環境を適切に保全するため、世界自然遺産登録を目指し、釧路市、弟子屈町、足寄町、国、北海道などの機関、地元関係団体などによる「阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議」を設置しています。

情報の共有と発信、地域一丸となった登録推進活動の展開、そしてこれらを通じた自然環境の保全を行う体制を整備し、学識者による学術的知見の集積、調査研究活動の進捗状況などに応じて連絡会議を開催しています。

春採湖の保全

⑥春採湖調査会

本市では、春採湖とその周辺の自然環境保全を目的に、春採湖調査会を組織し、自然環境に関する専門分野からの分析のほか、春採湖調査報告書・春採湖レポートを発行し、市のホームページに掲載しています。

また、春採湖に関するパネル展を毎年実施し、普及啓発に取り組んでいます。

⑦春採湖環境保全計画の推進

本市では、北海道などの関係機関と連携し、春採湖の水質浄化と環境整備を総合的・計画的に進めるため、春採湖環境保全対策協議会を組織し、春採湖環境保全計画を策定しています。

現在は、令和8年度までの第4次計画に基づいた取り組みを行っています。

第4次春採湖環境保全計画 水質保全目標

水質項目	環境基準	期間目標	備考
化学的酸素要求量(COD)	5.0 mg/L以下	7.0 mg/L以下	75%値
全窒素(T-N)	1.0 mg/L以下	-	年平均値
全リン(T-P)	0.1 mg/L以下	-	年平均値

第4次春採湖環境保全計画 塩分の管理目標

項目	管理目標
湖内上層（淡水層）と下層（停滞塩水層）の境界となる塩分躍層	年間を通して水深約3m

第4次春採湖環境保全計画 生物による環境指標

項目	指標
ヒブナ	春採湖ヒブナ生息調査において継続的にヒブナが捕獲されること
野鳥	湖周辺において継続的に、水鳥（カイツブリ、マガモ、クイナ、バン、オオバン）のうち3種以上の繁殖行動（ヒナ個体の確認も含む）が確認されること
水草	湖岸の沈水植物（マツモ、リュウヒゲモ）について、継続的な生育が確認されること

河川等の保全

⑧河川の維持管理

本市では、準用河川および普通河川の浚渫（しゅんせつ）や清掃、護岸修繕などを実施し、適切な維持管理を進めています。

令和5年度実施実績

- ①大楽毛川浚渫
- ②セツリ1号川浚渫
- ③オタノシケツ川浚渫
- ④竜神川浚渫
- ⑤鳥取川浚渫
- ⑥チップ川護岸修繕
- ⑦白湯川護岸修繕
- ⑧旭川流木除去
- ⑨ウライニカル川無許可排水接続への指導

緑地の保全

⑨地域制緑地などの制度活用状況

本市では、およそ14万haが国立公園地域、保安林、環境緑地保護地区などの地域制緑地に指定されており、各法制度や条例に基づいて保全されています。都市計画区域内においては、13カ所指定されています。

⑩釧路湿原の保護、保全を図るための都市的土地利用の考え方

本市では、釧路湿原の保護、保全を図るために、都市的土地利用の北限を水際線から6km程度としてきました。この考え方は、都市計画に関する基本的な方針を定めた第2次釧路市都市計画マスタープランにおいても堅持されています。

鳥獣保護・管理の推進

施策の方向性		取組
希少な野生生物の保護増殖	■ 国や北海道と連携し、絶滅の恐れのある種の保護・増殖を図ります。 ■ マリモの調査研究を進め、適切な保護管理体制の構築を図ります。	⑪シマフクロウの保護増殖 ⑫タンチョウの保護増殖 ⑬指定鳥獣保護区の保全 ⑭春採湖のヒブナの調査・保全 ⑮キタサンショウウオの調査・保全 ⑯マリモの保全活動・調査研究
野生生物の保護管理	■ 国や北海道と連携し、エゾシカやヒグマなど、市民生活や事業活動に影響を及ぼしている野生動物の適正な保護管理を進めます。	⑰野生鳥獣の適切な保護管理 ⑱ヒグマの出没対応
特定外来生物の防除	■ 市民生活や事業活動に影響を及ぼしている特定外来生物の生息状況などの情報収集・情報提供を行い、防除活動を行います。	⑲ウチダザリガニ捕獲事業 ⑳特定外来生物アライグマなどの防除

希少な野生生物の保護増殖

⑪シマフクロウの保護増殖

本市は環境省からシマフクロウの保護増殖事業者として認定され、飼育下におけるシマフクロウの保護増殖に取り組んでいます。

飼育下で安定した個体群を確立するため、自然孵化・育雛（いくすう）のみならず、場合によって人工孵化・育雛による増殖を進めています。

令和5年度は17羽を飼育し、3ペアで繁殖に臨んだものの、産卵には至りませんでした。

⑫タンチョウの保護増殖

釧路市動物園では、飼育下で繁殖したタンチョウを野生復帰させるために必要な飼育技術の確立のため、（公社）日本動物園水族館協会の助成を受け、平成13年度から平成15年度までに、飼育下で繁殖させた14羽に足環を付けてタンチョウを野外放鳥しました。その後も、特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループとの共同調査で、飼育繁殖した個体に足環や電波発信機の装着を行っており、平成16年度から令和5年度までに計21羽に足環を装着しています。

動物園では、飼育下ばかりではなく、野生のタンチョウについても、傷病収容される野生タンチョウの治療と死亡原因の究明を行っています。令和5年度に生体で収容された1羽を治療のため飼育下に編入しました。

また、タンチョウの大まかな越冬分布・規模を把握して生息地分散に供するため、北海道タンチョウ越冬分布調査に協力しています。

令和5年度 タンチョウ越冬分布調査結果

調査日	観察数	
		うち釧路市内
令和5年12月5日	1,086羽	217羽
令和6年1月24日	1,366羽	256羽

⑬指定鳥獣保護区の保全

鳥獣保護区とは、野生生物の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される、鳥獣の生息環境の保全が必要な地域です。釧路市内は、国の鳥獣保護区が1カ所、北海道の鳥獣保護区が7カ所指定されており、北斗、音別二俣の2カ所は特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されています。（P19参照）

⑭春採湖のヒブナの調査・保全

博物館では、春採湖に生息するヒブナの生息状況を調査しています。

令和5年度は、湖内26カ所でヒブナ・フナの産卵状況調査を行い、内2カ所で水草への付着卵を確認しました。また、湖岸全域のカウント調査を行い、ヒブナ親魚1尾を目視確認しました。



⑮キタサンショウウオの調査・保全

博物館では、本市の天然記念物であるキタサンショウウオの卵嚢（らんのお）調査を実施しています。

令和5年度は、生息適地エリアの内、市内国立公園外の現地調査未実施箇所でも卵嚢調査を行い、393対の卵嚢を発見しました。

また、生息地保全のため、「キタサンショウウオ生息適地マップ」を市ホームページで公開しています。



⑯マリモの保全活動・調査研究

釧路市教育委員会では、阿寒湖を特徴づける生物であるマリモの保護管理手法の確立を目指して、官民25団体で構成される「阿寒湖のマリモ保全推進委員会」や国内外の研究機関などと協力しながら、マリモの生態研究とその生育地である阿寒湖の環境調査や、マリモ生育地で増えすぎた水草の対策など、マリモ保護の具体化に向けた様々な事業に取り組んでいます。

令和5年度は、潜水調査によって大型球状マリモの生育を確認する一方、令和6年度から実施予定の文化庁補助による天然記念物緊急調査に向けて事業計画を作成しました。

また、大学等との共同研究の成果が国際学術誌1報に掲載され、10件の学会発表が行われました。



阿寒湖のマリモ

野生生物の保護管理

⑰野生鳥獣の適切な保護管理

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、野生鳥獣の飼養や捕獲などについては許可または登録が義務付けられています。

本市における令和5年度の登録・許可件数は、飼養登録が2件、鳥獣捕獲等の許可が58件となりました。

⑱ヒグマの出没対応

「釧路市ヒグマ被害防止対策実施規則」と「釧路市地区ヒグマ対策連絡会議等設置要綱」に基づき、対応を実施しています。

出没の際はマニュアルに則り、地元ハンターによる警戒活動などを実施します。また、平時から釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議を開催し、関係機関と連携して必要な対策の検討や情報収集にあたっています。

令和5年度は痕跡確認0回、警戒活動15回、追払い1回、箱わな設置3回、捕獲駆除4回を実施しました。

また、北海道は、人身被害や農業被害などの人とヒグマとのあつれきを防止および軽減しながら、ヒグマ地域個体群を存続させることを目的とする「第2期北海道ヒグマ管理計画」を令和4年3月に策定しています。

特定外来生物の防除

⑲ウチダザリガニ捕獲事業

ヒブナ生息地として国の天然記念物に指定されている春採湖は自然豊かな市民の憩いの場として親しまれていますが、特定外来生物ウチダザリガニの生息も確認されており、ウチダザリガニが湖内水草を捕食することによるヒブナやその他の魚類、水鳥などの生息環境に対する影響が危惧されています。

本市では春採湖ウチダザリガニ防除実施計画を策定し、湖全域での捕獲を実施するなど、多様な生態系の保全に努めています。

春採湖ウチダザリガニ捕獲数			単位:個体
年度	雄	雌	合計
令和3年度	1,104	1,072	2,176
令和4年度	852	926	1,778
令和5年度	449	442	891



⑳特定外来生物アライグマなどの防除

アライグマ・カイクイアライグマ・アメリカミンクの市内生息状況、被害状況、目撃情報などを把握し、その状況に応じて被害の低減化と生息域の拡大防止を目的に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除実施計画書を作成し、対応を行っています。

地域の自然に対する理解と発信

施策の方向性		取組
自然観察や学習機会の確保	■ 自然環境保全への関心・意識を高めるため、自然観察会や、自然観察に役立つ情報の提供を行います。	① 音別町体験学習センター ② 音別町ふれあいの森 ③ 湿原エコツアー ④ 自然案内パンフレットの掲載 ⑤ 環境に関する講演会などの開催および支援 ⑥ マリモの普及啓発 ⑦ 動植物総合調査事業
地域のラムサール条約登録湿地における保全活動の発信	■ 釧路国際ウェットランドセンターを中心に、関係機関と連携し、地域の登録湿地における保全活動を国内外に広めます。	⑧ KIWC 技術委員会 ⑨ JICA 研修 ⑩ 姉妹湿地交流 ⑪ ラムサール条約締約国会議などの国際会議・シンポジウムへの参加 ⑫ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

自然観察や学習機会の確保

① 音別町体験学習センター

平成 12 年に開設された音別町体験学習センターでは、天体観測など地域の魅力を活用した体験学習を実施しています。施設の利用を通して、子どもから高齢者が自然と触れ合う機会を提供しています。

② 音別町ふれあいの森

音別地区の「ふれあいの森」は平成 12 年に整備され、溪流路の散策やイチイ、ハマナス、ツツジなど森林浴を楽しむことができます。小学生などを対象に森林体験活動の場としてワークショップの開催を行い、自然環境や森林に関する興味・関心を高める活動をしています。

③ 湿原エコツアー

ラムサール条約が採択された 2 月 2 日の「世界湿地の日」前後には、世界中の締約国で湿地の大切さを普及するための様々なイベントが行われています。

釧路国際ウェットランドセンターでは、令和 5 年度に厚岸で「世界湿地の日記念 冬のエコツアー 2024」と題した散策ツアーを開催し、市内外から 24 人が参加しました。

④ 自然案内パンフレットの掲載

本市を代表する 9 カ所の公園や海岸、遊歩道で観察できる季節の草花や野鳥などの見どころをまとめた「釧路自然ウォッチングガイド」をホームページに掲載しています。

⑤ 環境に関する講演会などの開催および支援

本市は、地域の豊かな自然を感じ、学ぶ機会を提供するため、くしろせんもん学校 環境・教育研究センターが主催する「釧路自然再発見シリーズ」の開催を後援しています。また、市内学校施設への湿原学習の実施支援も行っています。

⑥ マリモの普及啓発

本市は、マリモや阿寒湖の自然に対する理解の普及や保護意識の醸成を目的として、地域の児童生徒や一般の方を対象としたマリモ生育地観察会を開催しています。また、まちづくり出前講座などを通してマリモに関する講演会を行っています。

令和 5 年度実施内容	回数	延べ人数
マリモ生育地観察会	3 回	39 人

⑦ 動植物総合調査事業

2 つの国立公園を有する釧路地域には、絶滅危惧種に指定されている野生動植物が多数生息しており、環境教育の場や観光資源として高く評価されています。一方で、知見は十分ではないことから、実態把握のための基礎調査が必要です。

博物館では関係機関と連携し、釧路湿原周辺を中心に鳥類・魚類・昆虫・植物分野の調査を行い、その成果は博物館の企画展や講演会、学校・生涯教育、論文・学会発表で活用するほか、観光資源としての活用へ向けて積極的な発信を行っています。

地域のラムサール条約登録湿地における保全活動の発信

釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）は、1993年（平成5年）に釧路市内で開かれたラムサール条約第5回締約国会議をきっかけに設立されました。4つの登録湿地にかかわる釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村・厚岸町・浜中町の地方自治体や国の機関、地域の大学、湿地保全関係のNGO、専門家で構成されています。

釧路地方の4つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原・厚岸湖・別寒辺牛湿原・霧多布湿原・阿寒湖）の生態系を維持しつつ、その恵みを長く活用するため「湿地のワイズユース（賢明な利用）」を推進するとともに、釧路地域の取り組みや成果を広く発信し、地球規模での環境保全に寄与することを目的に活動しています。

活動内容

- 湿地のワイズユースの推進に関する普及啓発
- 湿地のワイズユースのための技術向上
- 釧路地域の取り組みを活かした国際協力



釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）
【URL】<https://www.kiwc.net/>



② KIWC 技術委員会

釧路国際ウェットランドセンターでは、湿地の保全とワイズユースを進めるために専門家による技術委員会を組織し、研究やモニタリングを通してデータベースの構築を図るとともに、湿地の管理に関して技術的な助言を行っています。

令和4～6年度は「気候変動とそのモニタリング」、「持続可能な開発と賢明な利用」、「教育環境の普及」をテーマに活動しています。

令和5年度は標茶町ヌマオロ川で現地検討会を開催し、市民参加型のモニタリング調査の方法について検討しました。



ヌマオロ川での現地検討会

② JICA 研修

令和5年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業として「自然環境行政官のためのエコツーリズム」と「湿地生態系における自然を活用した社会課題の解決（NbS）」をテーマにした研修を実施しました。

エコツーリズム研修では、7カ国7人の研修員が受講し、地域の特性と産業を活かしたエコツアーの手法と自然観察への配慮について学びました。

また、NbS研修では6カ国8人の研修員が、湿地が持つ機能を活用した防災や生態系保全の事例等について学びました。

③ 姉妹湿地交流

釧路地域の3つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原・厚岸湖・別寒辺牛湿原・霧多布湿原）は、平成6年11月にオーストラリアのクーラガング湿地およびその周辺湿地（現在の名称はハンター河口湿地）と姉妹湿地提携を結んでいます。

現在でも、研究者や行政担当者を中心に、湿地保全に関する情報交換や人的交流を進めています。

③ ラムサール条約締約国会議などの国際会議・シンポジウムへの参加

1980年（昭和55年）から3年ごとに開催されているラムサール条約締約国会議では、世界中の締約国から政府の代表が集まり、登録湿地の現状や課題について議論し、決議や勧告を採決します。

釧路国際ウェットランドセンターでは、国際会議やシンポジウムをひがし北海道の湿地保全の取り組みをPRする機会ととらえ、世界に向けた情報発信を行っています。

③ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本市では、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村との連携を図る目的で設立されたラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加し、国内登録湿地の保全や啓発などを行っています。

令和5年度は、釧路市において、主管者会議、学習交流会が開催されました。

自然の持続可能な利用

〔1〕環境の状況

本市の多彩な自然環境は、酪農を主力とする農業生産、豊富な森林資源を有する林業、そして国内有数の水揚げ量を誇る水産業に恩恵をもたらしています。しかし、環境に配慮せず産業活動を進めると、野生鳥獣による農業被害、草地の質低下、森林の生育阻害、海洋ごみなどによる漁場環境の悪化につながることから、自然の持続可能な利用に向けた取

関連する
SDGs



り組みを進める必要があります。

また、本市には指定文化財となっている多くの史跡や天然記念物などが自然と一体となっており、これらに身近にふれあうことができます。私たちに安らぎを与えてくれるその歴史・文化的環境を良好な状態で保全し、今後も活用していくため、環境整備や情報発信に努める必要があります。

〔2〕施策

持続可能な農林水産業の推進

施策の方向性		取組
森林資源の循環利用	■ 森林が持つ多面的機能の発揮を図る森林づくりを進めます。 ■ 市有林を整備し間伐材の利活用に努めます。	① 釧路市森林整備計画の策定 ○ 市有林の整備（P7 参照） ○ 地元材の活用（P7 参照）
水産資源の適切な保全管理	■ 廃網、ロープ、ワイヤーなどを処理し海洋汚染を防止します。 ■ 「プラスチック・スマート」に賛同し、海洋プラスチックごみ問題に対する取り組みに参加協力します。	② 海洋汚染防止対策 ③ 海洋プラスチックごみ対策
持続可能な農業	■ 下水汚泥の農地利用を推進します。 ■ 家畜排せつ物の適正処理指導を行います。 ■ エゾシカによる農作物の被害を防止する対策を推進します。	○ メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用（P5 参照） ○ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導（P12 参照） ④ エゾシカ農作物被害防止対策事業

森林資源の循環利用

① 釧路市森林整備計画の策定

市町村森林整備計画は市町村が5年ごとに作成する10カ年の計画で、自治体の森林関連施策の方向や、森林所有者などが行う森林施業（植栽や間伐などの作業）に関する指針などを定めるものです。

本市では、令和4年度を計画始期とし、今後10年間の森林整備などの方針を定める「釧路市森林整備計画森林都市くしろの創造」を策定しました。

水産資源の適切な保全管理

② 海洋汚染防止対策

本市では、船舶からの廃棄物や廃油などの海洋流失の防止を図るとともに、陸域における水質汚濁防止対策の推進や海洋汚染、投棄の防止に関する意識の向上を図っています。

③海洋プラスチックごみ対策

環境省では、プラスチックと賢く付き合う取り組み「プラスチック・スマート」を推進しており、本市もこの取り組みに賛同しています。また、環境省は（公財）日本財団と共同で、全国一斉の清掃活動「海ごみゼロウィーク」も推進しており、令和5年度は市内で2団体が登録し、清掃を行いました。

令和5年度海ゴミゼロウィーク 市内登録団体

登録名	実施場所	参加人数
釧路市マチをきれいに する推進協議会	釧路市港湾地域周辺 ほか	375人
釧路市役所課長会	釧路市音別海岸	17人

この他にも、市内では海岸の漂着ごみを清掃する市民グループ等が活動し、海洋プラスチックごみ対策に寄与しています。

持続可能な農業

④エゾシカ農作物被害防止対策事業

本市は、北海道がエゾシカによる農林業被害などを軽減させ、また、エゾシカの絶滅を回避しながら安定的な生息水準を確保するために策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカ個体数管理事業に協力しています。

令和5年度は、「エゾシカ農作物被害防止対策事業」として3,424頭のエゾシカを駆除しました。

歴史・文化的環境の保全

施策の方向性		取組
史跡や天然記念物の 保護と活用	■ 史跡や天然記念物などの指定文化財を保護するとともに、公園や緑地としての活用を進めます。	⑤文化財・天然記念物の保護
	■ 文化的遺産を調査し、新たな文化財の発掘と保護に努めます。	⑥埋蔵文化財包蔵地確認
	■ 本市の文化財に対する理解を深めるための情報提供を行います。	⑦文化財マップの公開

史跡や天然記念物の保護と活用

⑤文化財・天然記念物の保護

文化財は、歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、これらを保存し良好な状態で残していくことは、将来の文化の向上・発展のために非常に重要です。また、これら歴史や伝統を伝える建造物や文化財などの文化遺産は、地域の景観を形成する重要な要素であり、私たちの生活に安らぎや

潤いを与え、郷土意識を高めるために欠かせないものとなっています。

本市には、国や北海道、市の指定文化財が27件あります。いずれも当地方の歴史や地形、動植物などを知るうえで貴重なものであり、大切に保護していかなければなりません。

文化財指定（登録）状況

2024年（令和6年）3月末時点

文化財保護法		北海道文化財保護条例		釧路市文化財保護条例	
登録有形文化財	1	有形文化財	1	有形文化財	6
重要無形文化財	1	無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	1
史跡	4			史跡	1
特別天然記念物	2			天然記念物	3
天然記念物	6				

⑥埋蔵文化財包蔵地確認

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地といい、市内には137カ所あります。また、包蔵地で工事が計画されたときには、事業者との事前協議を行い、現状保存するための対応を行っています。計画変更ができない場合には事前調査を実施し、記録を保存しています。

⑦文化財マップの公開

本市では、文化財・天然記念物を身近に感じてもらうことを目的として、令和2年9月に「釧路市文化財マップ」をリニューアルし、博物館のホームページで公開しています。

